

当社原子力発電所における原子力規制庁による
2024年度第2四半期実施計画検査および原子力規制検査の結果について

2024年11月27日
東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、原子力規制庁が実施した2024年度第2四半期実施計画検査および原子力規制検査の結果が報告され、当社原子力発電所に関する事案について、以下判定を受けました。

<福島第一原子力発電所（実施計画検査）>

- ・情報システムセキュリティ計画に定める防護措置の不履行
・・・違反区分：軽微な違反（監視）※¹

<福島第二原子力発電所（原子力規制検査）>

- ・防護対象設備における2人ルールの不徹底
・・・安全上の重要度：緑※² 違反の深刻度レベル：IV※³

<柏崎刈羽原子力発電所（原子力規制検査）>

- ・未許可のボンベを防護区域へ持込
・・・安全上の重要度：緑※² 違反の深刻度レベル：IV※³

（2024年10月9日に上記の暫定評価を受領、同日[お知らせ済み](#)）

当社は、今回の事案を踏まえた再発防止策を検討し、実施するとともに、他作業への水平展開を通じて安全確保に万全を尽くしてまいります。

※¹ 違反区分「軽微な違反（監視）」

実施計画の違反区分は原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて「違反」「軽微な違反（監視）」に区分される。このうち、軽微な違反（監視）は、原子力安全に影響はあるが軽微なものであり、事業者自身の改善処置による改善が見込まれるものとなる。

※² 安全上の重要度「緑」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準のものに適用される。

※3 違反の深刻度レベル「IV」

「違反の深刻度レベル」は、法令要求に対する違反の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」(SL:Severity Level)の順に区分され、深刻度「IV」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たもの。

別紙①：福島第一原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）

別紙②：福島第二原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）

以 上